

苦情処理・監視専門調査会、影響調査専門調査会及び
監視・影響調査専門調査会におけるこれまでの取組

1. 苦情処理・監視専門調査会

(1) 苦情処理関係

男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化について（平成14年10月17日男女共同参画会議意見決定）
（概要）

施策についての苦情の処理に関する取組の推進方策については、苦情処理体制の枠組みの構築と関係機関の連携・協力体制の強化、施策についての苦情の処理に従事する者の知識・技能の向上及び活動の活性化に向けた推進方策を提言している。人権侵害における被害者の救済に関する取組の推進方策については、被害者救済に関わる各種機関の連携強化と地域における効果的な支援体制の構築、被害者救済に関わる者の知識・技能の向上及び活動の活性化に向けた推進方策を提言している。

(2) 監視関係

政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視に関する調査検討結果について（国の審議会等委員への女性の参画の促進、女性国家公務員の採用・登用等の促進、仕事と子育ての両立支援策の方針について（平成13年7月6日閣議決定）に係る施策）（平成14年7月15日男女共同参画会議意見決定）

（概要）

「国の審議会等委員への女性の参画の促進」については、審議会等委員への女性の参画の拡大については進展が見られるものの、目標の早期達成を図るためには、今後一層の努力が必要としている。「女性国家公務員の採用・登用等の促進」については、全府省が一体となって現状把握及び分析を行い、課題を認識した上で目標を掲げ、初めての具体的取組が開始されたことは評価。しかし、各府省における取組状況は様々であり、女性国家公務員の採用・登用が進んでいないところは一層の努力が求められるとしている。「仕事と子育ての両立支援策」については、平成13年度においては、閣議決定に掲げる実施期間の初年度として、おおむね着実に施策が開始されている。施策の実績や効果が全体的に把握できる時点において、それらを踏まえた最終的評価が必要としている。

男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供に関する調査検討結果について（平成15年7月16日男女共同参画会議意見決定）

（概要）

第一に、統計情報の内容の充実については、共通的事項として、統計情報の収集・整備にあたり、可能な限り個人、世帯員、従業者、利用者等の性別を把握する、統計調査等の結果の表示に当たり、性別データを表示するとともに、可能な限り、男女の対比が可能

となる表示や、性別と年齢を始めとする他の重要な属性とのクロス集計を図るとした上で、特に重要な個別分野として 政策・方針決定過程への参画、 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革、 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、 女性に対するあらゆる暴力の根絶を取り上げ、提言している。

第二に、利用者のニーズに対応した提供等について、個票データの使用承認に関するルールの一層の明確化や、政府が作成する統計情報について、データ・アーカイブ（個票データや匿名標本データの利用を促進する仕組みとして、これらのデータを収集・保管し、二次的な利用のためのデータを提供する機関）といった新たな仕組みの検討等、この他、国際社会との関係や男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供のための推進体制について提言している。

男女共同参画の視点に立った政府開発援助（ODA）の推進について（平成 16 年 4 月 23 日男女共同参画会議意見決定）

（概要）

1 の「政府開発援助における男女共同参画の視点の重要性」においては、男女共同参画の視点が、政府開発援助における公平性、有効性、効率性の確保から重要であること、2 の「男女共同参画の視点から見た関係施策の現状及び問題点」においては、WIDイニシアティブが一部の分野のみを重視していること、WID担当官制度が十分機能していないこと、男女共同参画の視点からの審査が不十分であること、援助における各府省男女共同参画担当部署が不明確であること、等を問題点として挙げ、3 の「今後採るべき対応策」においては、WIDイニシアティブをすべての分野を対象としたものへと改定することや、WID担当官制度を活性化させること、審査等に男女共同参画の視点を十分取り入れること、援助における各府省男女共同参画担当部署を明確化すること等を提言している。

国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について（平成 16 年 7 月 28 日男女共同参画会議意見決定）

（概要）

1 の「国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透等の重要性」においては、情報化・グローバル化の進展の中で、国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透を図ることが一層重要であること、2 の「国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透に関する推進体制」においては、国際合意を国内施策にどのように反映させるかの政府としての基本的な方針が徹底していないため、内閣府が総合調整機能を発揮し、より積極的な方針を明確にすること等、3 の「個別の国際規範・基準の取り入れ・浸透」においては、女子差別撤廃条約選択議定書について、批准の可能性について早期に検討を行う必要があること、間接差別、妊娠、出産等に基づく不利益取り扱いについて積極的に対応すること等を提言している。

2．影響調査専門調査会

「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告について
(平成14年12月男女共同参画会議報告)

(概要)

ライフスタイルの選択に影響が大きい税制・社会保障制度の雇用システムについて検討を行い、個人のライフスタイルの選択等に中立的な観点からの各制度の改革の具体的な方向(制度・慣行の必要に応じた個人単位への見直し。例えば、税制では配偶者控除・配偶者特別控除の、国民の負担に与える影響を配慮した上での縮小・廃止、短時間労働者への厚生年金の適用拡大など)について取りまとめている。

「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」についての報告について(平成16年7月男女共同参画会議報告)

(概要)

雇用・就業をテーマとして、雇用、起業・自営業、公務など様々な就業形態ごとに、男女共同参画の視点から見た現状及び現行の施策の下での課題を整理している。政策の方向性については、多様な就業形態の選択・移動に中立的な制度、個人の能力を伸ばす教育・能力開発の重要性について提言している。

例えば、雇用では、短時間正社員制度の普及の検討、諸手当の見直し、両立支援策の充実について、自営業では、相談窓口の充実、協力ネットワークの構築について、公務員では、国家公務員の就業形態の多様化について提言している。また、NPO等新しい就業形態についても触れている。

3．監視・影響調査専門調査会

「影響調査事例研究ワーキングチーム都道府県・政令指定都市等取組事例集」(平成17年5月17日男女共同参画会議報告)

(概要)

効果的な影響調査手法を開発し、男女共同参画会議影響調査専門調査会における検討を技術的に支援するため、都道府県及び政令指定都市を対象とした影響調査等の取組状況に係るアンケート及びヒアリング調査を行い、事例収集を行った。

なお、これまで検討してきた調査手法を基に分かりやすくかつ効果的な調査手法の開発を進めることを今後の課題としている。